

存否応答拒否（法第8条）についての検討資料

論 点.....	1
解釈、運用は適切に行われているか。 適用対象情報を限定することは必要か。	
1 適正な運用の確保について.....	1
2 適用対象情報の限定について.....	7

存否応答拒否（法第8条）についての検討資料

論 点

解釈、運用は適切に行われているか。
適用対象情報を限定することは必要か。

答申においては、各行政機関等による存否応答拒否を理由とする不開示決定が必ずしも適切ではない旨を指摘している例が散見される。

不開示又は不存在と回答するだけで不開示情報の保護法益が害される場合は、一部の不開示情報の類型に限定されないことが立法時に想定されており、実際にも、第5条各号に関して、存否応答拒否による不開示決定がなされている。

1 適正な運用の確保について

(1) 立法趣旨等

行政改革委員会「情報公開法要綱案の考え方」(抄)

「この規定を適用して開示請求を拒否するときは、当該拒否決定に際し、必要にして十分な拒否理由の提示をする必要があり、また、請求拒否決定に対し行政上及び司法上の救済を求めることができるので、この規定の適正な運用は確保されるものとする。」

衆議院本会議における法案趣旨説明に対する質疑(平成10年4月28日)

(瀬古由起子議員) 情報の存否すら答えない応答拒否の権利を行政機関の長に何の限定もなく認めていますが、これは乱用の危険が極めて大きい規定であり、削除すべきです。

(橋本内閣総理大臣) 開示、不開示の決定判断は行政処分として行われるものであり、行政機関の長が第一次的に判断することとなります。このような存否を明らかにせず請求を拒否する処分も、不服があれば、当然事後的に情報公開審査会や裁判所の評価、判断に服することになり、行政機関による乱用を許すことにはならないと考えております。

(2) 施行状況

不開示決定及び部分開示決定のうちの存否応答拒否の件数

平成13年度	行政機関)	278件	/	19,615件
平成14年度	行政機関	390件	/	18,268件
	独立行政法人等	16件	/	3,557件
平成15年度	行政機関	202件	/	18,229件

独立行政法人等	26件	/	3,703件
施行後3年間合計	912件	/	63,372件

不開示決定及び部分開示決定に対する開示請求者からの不服申立てのうち存否応答拒否に対するものの件数

平成13年度 行政機関)	88件	/	1,342件
平成14年度 行政機関	125件	/	752件
独立行政法人等	6件	/	39件
平成15年度 行政機関	55件	/	1,094件
独立行政法人等	2件	/	69件
施行後3年間合計	276件	/	3,294件

内閣府情報公開審査会の答申のうち存否応答拒否事件の件数

平成15年度末時点累計	212件	/	1,535件
-------------	------	---	--------

(3) 存否応答拒否が妥当でないとされた答申の例

内閣府情報公開審査会の答申例においては、存否応答拒否事件についての答申212件(平成16年3月31日現在。行政機関207件、独立行政法人等5件)のうち、存否応答拒否が妥当でないとされたものは、次の18件である。

なお、情報公開法に係る裁判例において、存否応答拒否が否定された例はない。

◆ 検務事件簿中の特定個人に係る記載部分の不開示決定(存否応答拒否)に関する件(1号該当性)

「当該故人の犯罪歴の有無については、現に事実として公衆の知り得る状態に置かれているというだけでなく、処分庁の行った公表は、事後に当該情報が継続して公にされ続けることを前提としていたか、少なくともそれを容認していたものと考えられるのであり、個別の特殊事情に基づく一時的なものにすぎないとは言えない。よって、当該犯罪歴の有無は、慣行として公にされている情報に該当するものと認めるのが相当である。以上より、上記故人の犯罪歴の有無は、法5条1号ただし書イにより不開示情報から除外されているものと認められ、本件対象文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することにはならない...。」

(審査会答申13-9)

特定個人の氏名及び住所が記載された地方労災医員委嘱関係文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件(1号該当性)

「当該労災医員の氏名を開示することは、国民に対する行政機関の説明責任を果たす上でも求められているというべきである。...このような観点からすると、本件対象文書に記載されている地方労災医員の氏名は「法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」というべきである。...以上によれば、特定の

者が地方労災医員であることは、法5条1号イに該当し、これを開示するのが相当と認められる...。」

(審査会答申 13-172)

横浜北労働基準監督署が特定会社に出した行政指導文書及び同社からの是正報告書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件(2号イ・6号該当性)

「労働基準監督機関から行政指導が行われたという事実あるいは当該指導に基づき報告をしたという事実のみでは、直ちに、社会的イメージの低下を招き、求人活動等に影響を及ぼすおそれや取引先会社との間で信用を失うおそれがあるなど、当該会社の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。したがって、特定の会社に対して労働基準監督機関が行政指導を行ったという事実は、法5条2号イの不開示情報には当たらない。」

「単に労働基準監督機関から是正・指導を受けたことや当該会社が是正報告書を提出したという事実のみが公にされたとしても、労働基準監督署と当該会社との信頼関係が著しく損なわれ、自主的改善の意欲を削ぐこととなるとは認められない。したがって、監督指導業務の円滑な遂行に支障を及ぼすこととはならず、法5条6号には該当しない。」

(審査会答申 14-379)

特定の法人が提出した法人税に係る法人設立届出書等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件(2号イ・6号該当性)

「法人設立届出書等を提出した法人は、法人税法148条等に基づく法人としての義務を履行したものであって、その事実が明らかになることにより経済的その他何らかの利害が害されるということはおよそ考えられず、また、法人設立届出書等を提出しなかった法人は、上記規定に違反したものであって、その事実が明らかになることによって取引上その他何らかの不利益を被ることになっても、受忍すべきものと考えられることから、正当な利益を害されたものとは言えない。したがって、特定の法人設立届出書等を提出した事実の有無は、法5条2号イの不開示情報には当たらない。」

「当該文書の提出の有無が公にされないことについての納税者の期待ないし信頼は妥当なものとは言えない。このことからすると、特定の文書について法に基づき開示請求された場合、開示・不開示の決定がされることによりその事実の有無が公にされることになっても、そのことにより自主申告が少なくなったりその他納税者の協力を得ることが困難になり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるような状況になるとは考えられない。したがって、特定の法人が法人設立届出書等を提出した事実の有無は、法5条6号の不開示情報には当たらない。」

(審査会答申 14-459)

審査会答申 14-460 同趣旨

特定の会社から労働基準監督署に提出された解雇予告除外認定申請書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（2号イ・6号該当性）

「認定申請は、労働者を解雇するにつき当該労働者の側に責めに帰すべき事由があると判断する使用者が...法律上遵守することを要求されている手続であって、この手続をとったこと自体から当該労働者に帰責事由があることを確定するものではなく、その事由の有無は労基署長の認定に委ねられている。このようにしてみると、使用者が認定申請したこと自体から直ちに、当該使用者がモラルの低い労働者を雇用して信用上問題がある等の印象を取引先等に与えるおそれがあるとは言い難く、使用者の社会的評価を損なうおそれがあるとは認められない。したがって、特定の会社が認定申請をした事実の有無の情報は、法5条2号イの不開示情報には該当しない。」

「単に当該会社が認定申請をした事実の有無のみが公にされたとしても、そのことをもって労基法に定める手続を省略して即時解雇が行われることになるとまでは認められない。したがって、特定の会社が認定申請をした事実の有無の情報は、それを公にしたからといって、解雇予告除外認定制度の適正な運営、解雇予告制度の遵守に支障を及ぼし、ひいては労働基準監督行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、法5条6号の不開示情報には該当しない。」

（審査会答申 14-461）

審査会答申 14-462 同趣旨

労働基準局の司法処理基準に関する通達の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（4号・6号該当性）

「司法処分が「司法処理基準」として文書の形で定められたものに基づき行われているものであるのか、労働基準監督官の裁量により行われているものであるのか、明らかにしなくても、司法処分になった事案を収集することにより、おおむね、労働関係法令違反のうち司法処分となる事案とそうでない事案とを類型化することは可能であり、諮問庁の主張する事態は、司法処理基準なるものの存否を明らかにした場合に限らず、現状でも生じ得るものと認められる。そうだとすると、本件対象文書の存否が明らかになったとしても、そのことにより犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認め難く、また、検査事務という性格を持つ監督指導業務に適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難いものというべきである。」

（審査会答申 15-91）

審査会答申 15-92、審査会答申 15-93 同趣旨

行政処分を受けた特定の会社に関する農林水産省及び林野庁幹部職員と特定の国会議員等との面談記録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（４号該当性）

「仮に本件対象文書に該当する文書が存在すると応答したとしても、本件会社に関する面談録が存在することは明らかになるが、必ずしも特定の職員と特定の相手方とが一定の内容の面談等をしたという事実まで明らかになるものと言うことはできない。そうである以上、捜査機関の活動との関係を考えたとしても、単に本件対象文書に含まれる何らかの本件会社に関する面談録についてはいまだ林野庁が保有しているとの事実が公になるにすぎず、このような事実が公にされたとしても、そのことで被疑者・被告人側の防御を容易にし、罪証隠滅を招くおそれがあると言うことはできない。したがって、本件対象文書の存在を明らかにすると、捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすと認められるとの諮問庁の判断には相当の理由があると言うことはできない。」

（審査会答申 15-124）

特定地番に係る土地建物等の収容等に係る譲渡所得の特例適用の適否について事業施行者と税務署とが協議した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（１号・６号該当性）

「（公にされている）上記通知文の内容を考慮すれば、特定地番の土地の買取りに関して鈴鹿市と鈴鹿税務署が事前協議を行ったとしても不自然ではないと解される。したがって、特定地番の土地の買取り等に関して鈴鹿市と鈴鹿税務署が協議を行ったという事実の有無は、法５条１号ただし書イにいう「慣行として公にすることが予定されている情報」に該当すると言うべきである。...以上のことから、諮問庁が法５条１号の不開示情報を開示することとなるとして、法８条の規定に基づき開示請求を拒否すべきとしたことについては、取り消すべきである...。」

「事業施行者が税務署と事前に協議を行うことを税務当局が求めていることは公にされているところである。...これらの状況を考慮すれば、特定地番の土地に関して鈴鹿市と鈴鹿税務署の協議の有無が公にされることになっても、税務当局に対する信頼を失墜させ、事業施行者及び当該被買収者を含めた納税者の理解と協力が得られない事態を招き、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるような状況になるとは考えられない。したがって、特定地番の土地に関して鈴鹿市と鈴鹿税務署の協議の有無は、法５条６号の不開示情報には当たらない。...以上のことから、諮問庁が法５条６号の不開示情報を開示することとなるとして、法８条の規定に基づき開示請求を拒否すべきとしたことについては、取り消すべきである...。」

（審査会答申 15-132）

審査会答申 15-133 同趣旨

特定の郵便局の職員に係る懲戒処分説明書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（1号本文後段該当性）

「本件対象文書の存在を答えることによって推測が可能となる情報は、当該被処分者が懲戒処分を受けたという事実のみであって、処分や非違に関する具体的内容までが明らかになるものではなく、当該被処分者の権利利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。...以上のことから、仮に本件対象文書に該当する文書が存在するとし、その存在を答えたとしても、そのみでは、特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報を開示することとなるとは認められない。」

（審査会答申 15-214）

日本の核政策に関する基礎的研究の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（3号・6号該当性）

「本件対象文書の存否を明らかにしただけでは、「日本の核政策に関する基礎的研究」という名称の文書の存否が明らかになるに過ぎず、そのこと自体から核政策についての研究の内容や方向性が明らかになるものではなく、また、相当長期間経過していることにかんがみれば、核政策というテーマの重要性を考慮に入れたとしても、その存否を答えることが現時点において我が国の情報の収集及び分析その他の調査の取り組み状況等を明らかにすることとなるとは考えがたく、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報に該当するとは言えない。」

「本件対象文書の存否を明らかにしただけでは、「日本の核政策に関する基礎的研究」という名称の文書の存否が明らかになるに過ぎず、相当長期間経過していることにかんがみれば、現時点において関係者に対し圧力がかけられるなど悪影響を及ぼすおそれ、又は調査に対する何らかの抵抗・妨害措置が具体的に講じられるなどのおそれがあるとも認めがたいことから、本件対象文書については、その存否が明らかになったとしても、今後の同種の調査研究業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。」

（審査会答申 15-237）

特定会社が健康保険・厚生年金保険の新規適用とされてから適用を取り消されるまでの前後の状態を明記した事務書類一式の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（2号イ該当性）

「ある事業所につき新規適用の取消しがされた事実が明らかになることにより、当該事業所を営む法人が消極的、否定的な印象を持たれる場合があることは否定できないが、それが一般的であるとは認められず、それをもって、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。」

（審査会答申 15-270）

特定会社に対する貸付金額、利率、担保物件の明細の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（2号イ該当性）

「特定会社が有価証券報告書に諮問庁との取引があることを記載していることは、同社自身が諮問庁との取引があることを公開していると言えるものであり、そのことは、とりもなおさず、諮問庁の側でその事実を法に基づいて開示すること、ひいては上記のように企業イメージについて何らかの影響をうけることがあることを事実上自認していると言うことができる。よって、諮問庁と特定会社の取引の有無は、公にすることにより、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えず、法5条2号イの不開示情報には当たらない。」

((独情) 審査会答申 15-3)

特定学校法人への融資の貸付条件変更に係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（2号イ・4号該当性）

「特定の学校法人が事業団から受けた融資に係る貸付条件の変更を申請したという事実の有無については、本件特定学校法人自らが再建計画の一部として記者会見を行い、学長が市販されている刊行物に詳細な手記を掲載しているなど、既に明らかにされていることを当審査会において確認したところである。このような特段の事情があって当該事実の有無が明らかになっている以上、当該事実の有無は、それを公にすることにより、特定の学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことから、法5条2号イの不開示情報に該当するものとは認められない。」

「特定の学校法人が事業団から受けた融資に係る貸付条件の変更を申請したという事実の有無が明らかになっており、また、諮問庁において法に基づき開示・不開示の決定をする限りにおいて守秘義務違反の問題は生じないと解される以上、当該事実の有無は、それを公にすることにより、本件特定学校法人との信頼関係を損なうおそれがあるとは言えないことから、法5条4号トの不開示情報を開示することになるとは認められない。」

((独情) 審査会答申 15-214)

2 適用対象情報の限定について

(1) 立法趣旨等

行政改革委員会「情報公開法要綱案の考え方」(抄)

「開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報の規定により保護される利益が害されることとなる場合がある。例えば、特定の個人の病歴の情報、情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換され

た機微な情報、犯罪の内偵捜査に関する情報等の開示請求であれば、その開示請求に対し、当該行政文書は存在するが不開示とする、又は当該行政文書は存在しないと回答するだけで、不開示情報の保護利益が害されることとなる場合がある。また、開示請求が探索的になされた場合、例えば、先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報、買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報、特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報等が開示請求された場合などは、行政文書の存否に関する情報と開示請求に含まれる情報とが結合することにより、不開示又は不存在と回答するだけで、不開示情報の保護利益が害されることがあり得る。」

「この規定の適用範囲を一部の不開示情報の類型に限定することは、それぞれの不開示情報について上記のような問題が生ずることに照らし適当ではなく、また、保護利益の侵害の程度で限定することも、不開示情報を合理的な範囲に限定した本要綱案の趣旨に照らし適当ではない。」

衆議院内閣委員会における質疑（平成 10 年 6 月 4 日）

（小野寺五典委員）...この存否情報の適用範囲を限定するという点について、まず三派案の提出者の方にお伺いしたいと思います。また、その後に、政府にも同じ質問をいたしますので、お答えをいただければと思います。

（瀧上政府委員）文書の存否を明らかにすること自体に支障の生じるおそれがある場合は、いわゆるプライバシーや外交、防衛、犯罪捜査情報には限らないと考えております。その理由としましては、文書の存否それ自体が一つの情報であるからであります。先ほど来説明しておりますとおり、例えばある企業が特定の先端科学技術分野の開発に着手しているか否かを明らかにすることが、しのぎを削っている企業の競争上の地位が害されるおそれがある。これは、当該文書を不開示と決定することでは保護できないわけでございます。すべての不開示情報の類型ごとに同様のケースが生じ得る以上、類型により限定することは適切でないと考えております。

（ 2 ） 施行状況（存否応答拒否の理由とされた不開示情報の区分）

	平成 14 年度		平成 15 年度		合 計
	行政機関	独法等	行政機関	独法等	
個人情報	273	4	166	20	463
法人等情報	113	11	34	7	165
国の安全等情報	8	0	2	0	10
公共の安全等情報	21	0	13	0	34
審議・検討等情報	1	0	1	0	2
事務・事業等情報	58	4	36	0	98

(3) 判決、答申の例

天皇の病状として異常な挙動及び血液に関する記録が1号本文前段に該当するとされた例

「当該記録の存在について応答すれば、そのことにより、大正天皇が大正14年及び大正15年に病状として異常な挙動を示していたか否か、また、大正天皇の血液に関して病状として何らかの異常があったか否かという情報を開示することになるというべきである。そして、上記の各情報は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当するから、情報公開法5条1号本文の不開示情報に該当するものと認められる。」

(東京地判平15年5月29日 原告の控訴棄却、上告棄却)

◆ 特定個人の貯金口座記録が1号本文前段に該当するとされた例

「本件対象文書の存否情報は、特定の個人が郵便貯金を有しているか否かという個人情報であることは明らかであると同時に、当然に当該個人の識別性を有する情報であると認められる。さらに、法5条1号ただし書イから八までに掲げる情報にも該当しないものと認められる。したがって、本件対象文書の存否を答えることは、同号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき本件対象文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否すべきものと認められる。」

(審査会答申14-51)

本人からの厚生大臣あて再審査請求に係る処理文書一式が1号本文前段に該当するとされた例

「特定個人が生活保護の給付を申請している事実の有無は、個人の生活状態にかかわる個人に関する情報であり、かつ、当然に当該個人の識別性を有するものであることから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。」

「なお、本件のように本人による自己情報が記載されているとする行政文書の開示請求の場合には、法38条の規定の趣旨に照らせば、開示請求が容易かつ的確に行われるために、例えば、開示請求を受け付ける段階で、可能な限り特定の個人の氏名の記載を避けた開示請求となるよう情報提供を行うこと、特定の個人の氏名を記載した開示請求の場合には行政文書の存否について応答を拒否される可能性があることを承知しているかどうかの確認を行うことなどの適切な配慮をすることが望まれる。」

(審査会答申13-22)

特定の宗教団体を視察対象として決定した会議の議事録及び視察結果が2号イに該当するとされた例

「本件文書の存否が原告に明らかにされることのみによって、神命愛心会又は神命大

神宮という宗教団体が、神奈川県警察本部又は被告の視察活動の対象となっているか否かが原告に明らかにされることとなるが、このような情報は、仮に公にされた場合、同団体の正当な利益を害することは明らかであるから、同情報はその存否を明らかにすることのみによって法5条2号イに該当する不開示情報を開示することとなり、このことは原告が、同団体の構成員であることを前提としても何ら影響を受けるものではないし、また、これらの情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められるもの（法5条2号ただし書）であることを認めるに足る証拠はない。」

（東京地判平 15 年 1 月 24 日 原告の控訴棄却、上告棄却）

「申告の処理に係る申出について」に基づき公正取引委員会申告処理審理会に提出された文書が2号イに該当するとされた例

「本件行政文書について、被告がその存否を応答すれば、本件鑑定士協会について、他に独禁法違反に係る申告情報が存在するか否か、その申告の処理に係る申出があったか否か、また、本件鑑定士協会に対する公正取引委員会の調査活動の有無が明らかとなり、更には調査の進捗状況や具体的な内容等が推測されるおそれが生じるものと認められる。そうすると、本件行政文書の存否を応答することにより、同協会の信用低下を招き、その事業活動に不利益を与えるおそれがあるというべきであるから、本件行政文書の存否を応答するだけで、同協会の正当な利益を害するおそれがあるものというべきである。したがって、本件行政文書については、その存否を応答するだけで、情報公開法5条2号イに規定する不開示情報を開示したことになるものと認めることができる。」

（東京地判平 16 年 1 月 16 日）

特定法人について代理店廃止理由となった事故に関する不祥事届出書が2号イに該当するとされた例

「不祥事件に係る保険会社の届出書の存在は、これが公にされると、当該不祥事件の当事者とされた特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれは否定できないものと認められ、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当するものと認められる。そしてこのような届出書の存否を明らかにすることは、上記のような不開示情報を開示するのと同様の結果を生じさせることとなるものと認められる。」

（審査会答申 14-407）

特定の宗教団体を視察対象として決定した会議の議事録及び視察結果についての報告書が4号に該当するとされた例

「本件において、本件文書の開示請求がされた場合に、仮に同文書を法所定の不開示事由該当を理由に不開示とする処分をしたとしても、同所分は同文書が存在していることを前提としてのものであるから、そのことのみによって、前記宗教団体又は

原告に対し、神奈川県警察本部又は被告が何らかの視察活動を行おうとしていること又は現に行っていることが明らかとなる。また、仮に、同文書が不存在であることを理由に不開示とする処分をしたとしても、同処分のみにより、前記宗教団体及び原告が、神奈川県警察本部又は被告の視察活動の対象となっていないことが明らかにされることとなる。そうすると、前記の情報収集活動の特質を考慮した場合、本件請求に対し、不開示決定をしたとしても、本件文書の存在又は不存在を明らかにした場合には、当該情報収集活動等が阻害され、犯罪の予防、鎮圧その他公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす可能性が生じる。したがって、本件文書は、その存否に関する情報を明らかにした場合、法5条4号にいう犯罪の予防や鎮圧をはじめ公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき相当な理由がある情報であると認められる。」

(東京地判平15年1月24日 原告の控訴棄却、上告棄却)

特定バイクの盗難の有無に関する文書が4号に該当するとされた例

「本件対象文書の存否を明らかにするだけで、特定の原動機付自転車について、窃盗の事実を警察が認知し、捜査しているか否かを明らかにする結果を生じさせるものと認められる。...特定の原動機付自転車について、窃盗の事実を警察が認知しているか否かは、警察の捜査活動の対象に関する情報であり、これが明らかになることによって、警察の捜査活動の実態が露呈されることとなる。したがって、...これを公にすることにより、...犯人及び証拠の発見、収集及び保全に支障を及ぼすおそれが生じるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると言えることから、法5条4号の不開示情報に該当すると認められる。...本件対象文書については、その存否を明らかにするだけで、上記のとおり、法5条4号に規定する不開示情報を開示することとなるため、本件の存否応答拒否処分は妥当であると認められる。」

(審査会答申15-98)

「申告の処理に係る申出について」に基づき公正取引委員会申告処理審理会に提出された文書が6号に該当するとされた例

「本件行政文書の存否について応答することにより、原告によるもの以外の本件鑑定士協会に係る独占禁止法違反の申告情報や、当該申告の処理に係る申出の有無が明らかになるとともに、同協会に対する公正取引委員会の調査活動の有無及び進捗状況等が明らかになり、これによって、同協会が公正取引委員会の調査活動がある程度進展していることを知ることとなれば、その後の調査活動についての対策を講ずる可能性があり、また、公正取引委員会が申告の事実や事情聴取の有無を公表しないことに対する申告者等の信頼を損ない、申告者等に調査活動に対する任意の協力を求めることが困難になるから、公正取引委員会による審査及び調査活動を困難に

するおそれがあるというべきである。したがって、本件行政文書については、その存否を応答するだけで、情報公開法5条6号イに規定する不開示情報を開示したことになるものと認めることができる。」

(東京地判平16年1月16日)

税務署において保有する特定車両の行き先等の分かる文書が6号に該当するとされた例

「開示請求がなされている特定車両番号の車両について、その運行管理簿が桑名税務署に存在することを答えることは、当該車両番号の車両を桑名税務署で保有しているという事実、すなわち桑名税務署で保有している官用車の車両番号を示すこととなる。…桑名税務署の官用車はいずれも税務調査で使用され得るものであると認められ、官用車の車両番号を明らかにした場合、当該車両番号をよりどころにして、調査対象者に税務調査に着手する予定であることを察知されたり、取引先等において反面調査等が行われていることを知られ、調査対象者がその後の調査の展開等を予測し、税務調査等に関する帳簿や財産の隠蔽等を行うおそれがあることも否定できないことなどから、官用車の車両番号は、桑名税務署が行う税務調査に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは言え、…同条6号イの不開示情報に該当すると認められる。」

(審査会答申15-363)